

令和元年 12 月 19 日  
大臣官房官庁営繕部  
設備・環境課

**国等の建築物で雨水利用が大きく進展！**  
～平成 30 年度、雨水利用施設の設置率 100%～

国土交通省では、国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における雨水利用施設の設置に関する目標の達成状況を調査し、取りまとめました。

平成 30 年度における雨水利用施設の設置率は 100% でした。

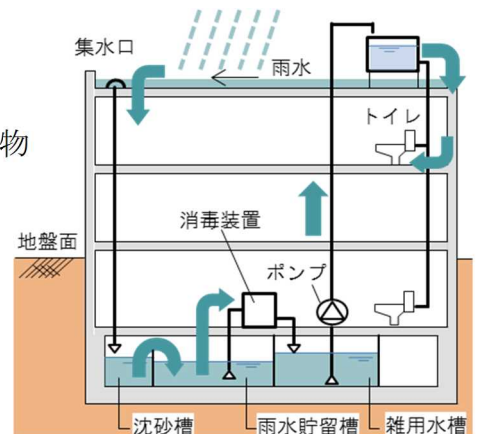
### 雨水の利用の推進

国及び独立行政法人等は、「雨水の利用の推進に関する法律」に基づき、水資源の有効な利用や下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制を目的として、雨水を利用するための施設を備えた建築物の整備を進めています。建築物内に一時的に貯留された雨水は、水洗便所の洗浄水、植栽への散水等に利用されます。

### 目標

雨水の利用の推進に向けて、国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合の目標が以下のとおり定められています。

国及び独立行政法人等は、建築物を新たに建設するに当たり、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、原則として、自らの雨水の利用のための施設を設置する。ただし、自らの雨水の利用のための施設の設定が困難又は不適當な建築物は除く。



雨水利用施設のイメージ

### 平成 30 年度における目標の達成状況

➤ 目標の対象となる建築物	11 棟
➤ 目標の対象となる建築物のうち、雨水利用施設を設置した建築物	11 棟
➤ 目標の達成状況	100% (11 棟 / 11 棟)

### (参考) 国及び独立行政法人等における雨水利用施設の設置の計画状況

目標の閣議決定以降に事業に着手し、令和元年度以降に完成予定の建築物のうち、現時点で雨水利用施設の設置を計画している建築物は 35 棟です。

国及び独立行政法人等における雨水の利用のための施設の設定に関する目標の達成状況については、国土交通省ホームページをご参照ください。 <http://www.mlit.go.jp/common/001320762.pdf>

＜お問い合わせ先＞国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課

営繕環境調整官 村山 (内線 23732) 設備技術調整係長 金城 (内線 23735)

(代表) 03-5253-8111 (直通) 03-5253-8245 (FAX) 03-5253-1544